

執行役員会運営規程

公益社団法人日本カーリング協会

(総則)

第1条

この規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第20条及び執行役員規程に基づいて設置された執行役員会（以下「本会」という。）の運営に関することを定める。

(目的)

第2条

本会は理事会より委任された業務執行に関する事項について協議し決定するとともに、適正に執行する事を目的とする。

(構成)

第3条

本会は、執行役員のほか専務理事及び事務局長をもって構成する。

2 本協会理事及び監事は、本会に出席し意見を述べる事が出来る。

(役員以外の出席)

第4条

本会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集・開催)

第5条

本会は専務理事の招集によって開催する。専務理事が招集できない場合は、あらかじめ本会で定めた順序により、他の執行役員が招集する。

2 専務理事は事務局を通じて、執行役員に対し、遅くとも開催日の1週間前までに、開催期日等を通知するものとする。

3 執行役員は、専務理事に本会の開催を要請する事ができる。

(欠席)

第6条

執行役員は、本会を欠席する場合、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第7条

本会の議長は、専務理事がこれに当たる。ただし、専務理事に事故があるときは、あらかじめ本会で定めた順序により、他の執行役員がこれに当たる。

(決議の方法)

第8条

本会の決議は、議決に加わることができる執行役員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、本会の決議に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する執行役員は、その議決に加わることはできない。この場合、その執行役員の数は、第1項の執行役員の数に算入しない。

(決議の省略)

第9条

前条の規定にかかわらず、協議事項につき執行役員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、本会の決議があったものとみなす。

(報告)

第10条

本会は、理事会より委任された業務執行の執行状況及び重要と認められる事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第11条

本会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録して、速やかに理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

2 前項の議事録は、事務局長（事務局）が作成する。

（理事会開催要請）

第12条

本会において業務執行上、理事会の決済が必要な場合は、専務理事を通じて理事会の開催を要請する事ができる。

（規程の変更）

第13条

この規程は、理事会の議決により変更できる。

〔附 則〕

令和4年（2022年）2月15日制定。

本規程は、令和4年（2022年）6月1日から施行する。